神奈川県と神奈川県警察本部は、 民泊の適正な運営の確保等に関する協定を結びました

神奈川県と神奈川県警察本部は、違法民泊対策及び民泊の適正な運営の確保に関して、連携・協力の協定を締結しました。これまで以上に健全な民泊の推進に取り組んでいきます。

1 締結式について

- (1) 日時:平成31年4月25日(木曜日)
- (2) 場所:神奈川県警察本部 19 階 やまゆり
- (3) 締結者

神奈川県健康医療局長

神奈川県警察本部生活安全部長





2 協定の目的について

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、住居専用地域でも届出を行うことで住宅を利用した民泊事業を行うことが可能となりました。

ラグビーワールドカップ2019(TM)及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際イベントを控え、県と県警は、健全な民泊の推進のために、違法民泊の排除及び民泊の適正な運営の確保に関して連携・協力することを目的としています。

3 連携・協力事項について

- (1) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者並びに旅館業法に基づく旅館業の営業者及び 無許可営業者(以下「営業者等」という。) の情報の共有に関する事項
- (2) 営業者等への調査・指導等に関する事項
- (3) 悪質な住宅宿泊事業法違反者及び旅館業法違反者への措置に関する事項
- (4) 旅館業の無許可営業者の排除のための啓発等に関する事項
- (5) その他民泊の適正な運営の確保に必要な事項

神奈川県・神奈川県警察本部